

令和2年あきる野市農業委員会 9月総会議事録

令和2年9月25日（金）午前10時00分、令和2年あきる野市農業委員会9月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、大福哲也、唐澤啓治、長濱一郎、本郷朝次、橋本和夫、笹本善之、小川金二、栗原剛、嶋崎三雄、田中克博、平野久雄、山崎勇

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎、小田川篤雄、坂本博、野崎忠、宮崎恒雄、田中英雄

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局次長 金子公晃 ・ 事務局 橋爪貴英、金澤知行

議事日程

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の許可について（継続案件） |
| 第2号議案 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について |
| 第3号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について |
| 第4号議案 | 生産緑地指定申請に伴う農業委員会の意見について |

追加議案

- | | |
|-----|-------------------------|
| 第1号 | 生産緑地変更申請に伴う農業委員会の意見について |
|-----|-------------------------|

開会 午前10時00分

(事務局次長) 皆さま、こんにちは。定刻になりましたので、令和2年あきる野市農業委員会9月総会を開催いたします。本日、局長の青木なのですが、議会の対応で会場に待機しておりました、本日は欠席となりますので、私の方で進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、初めに甲野会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長) 皆さま、おはようございます。お忙しい中総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。コロナウイルスが沈静化しない中、今度、台風12号が直撃の予報でしたが、徐々に東に旋回して、結局雨が降って長雨になってしまいました。多分被害が出なかったんじゃないかと思います。幸いなことだと思います。また、今回9月総会、新しい方が初めてだと思うのですが、徐々に慣れていただかしまして、疑問等ありましたら、その総会で質問を伺いますので、遠慮なく手を挙げて聞いていただきたいと思います。また今日は午後瑞穂で研修会がございます。今日は皆さま長い時間拘束されますけれども、ぜひご協力をお願いいたします。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局次長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。このような状況ですので、特段の諸報告はございません。本日の署名委員は大福委員と本郷委員になります。よろしくお願いいたします。

(事務局次長) ありがとうございます。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定に基づきまして、会長が議長となることになっております。会長、よろしくお願いいたします。

(議長) はい。本日の出席委員は農業委員14名、推進委員6名の合計20名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。先月からの継続案件である第1号議案、収受48から収受50についてですが、今回は借受人であります〇〇〇さんにもお越しいただいております。まず先に話し合った後にお呼びいたしますので、ご質問等をお願いいたします。また、こちらは関連議案となりますので一括して審議します。それでは事務局、説明願います。

(事務局) はい。議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、継続案件、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和2年9月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・収受48 朗読)

(第1号議案・収受49 朗読)

(第1号議案・収受50 朗読)

以上となります。

(議長) はい。続きまして収受48について、担当の栗原委員、説明願います。

(栗原委員) はい。それでは地図の7ページをご覧ください。18日に山崎委員と事務局とで現地を視察してまいりました。基本的には先月ご報告して大きく変わりはないのですが、メンバーも替わられていますので、改めてご説明させていただきます。

(現地案内図 説明)

畑の脇にある道は実はかなり急な坂になっています。ただ圃場の方はほぼフラットな状態で、細かく筆が分かれておりますが、実際には1枚の畑として使用されております。先月の報告でも、この一画を使って農作物が栽培されているという説明をさせていただいたのですが、今回借りられる〇〇〇さんがすでに試験栽培をしているということでした。作られていたのは、先月もご報告しましたとおり、夏野菜全般、ナス、ピーマン、トマト、オクラ、シソ、サツマイモとか、サトイモなどの芋類、あとトウモロコシなど、かなりギュウギュウに詰め込まれて、いろいろな野菜が作られておりました。それが作られていた場所が、地図で言うと、△△△と□□□にかかるぐらいの一画で、この作られている周りだけが電気柵で覆われていて、イノシシ対策がされています。残りの部分につきましては、前回の報告の時に草原になっているという形で、膝丈ぐらいの草が生えていると報告させていただいたのですが、その後1回刈られたみたいで、刈った跡がありました。刈って、また少し生え始めているというような感じではありましたが、前回よりは良くなっていました。これは前月報告しましたが、南側はもう急な山になっていまして、しかもかなり背の高いスギがびっしり植わっていて、今の時期はまだいいのですが、冬場になるとかなり日当たりとかの問題が出てくるのかなという感じはしましたが、すでに試験栽培もされていますし、農地として使える状態にはなっていると思います。報告は以上です。

(議長) 続きまして、収受49、収受50について、担当の宮崎委員、説明願います。

(宮崎委員) はい。改めまして状況を報告します。地図は8ページです。

(現地案内図 説明)

まず、〇〇〇〇-〇につきましては、これまで年配のおじいさんが通ってサトイモ等作っていました。一生懸命作っていたのですが、今年体を壊したそうで、家族がもうやめろという話で空いた畑です。現状は管理機でうなったような跡がありまして、とりあえず畑になっているという状況です。もう1つの続きの所ですが、こちらは全部で●反●畝になるのですが、ここがこの田んぼの中で大きな耕作放棄地になった所で、特に、△△△△、□□□□については木も生えているような状況だった所です。残りの所についても萱とか、ちょっと手強い草が大きく茂っていて、周りの者にとっては全く迷惑な所でしたが、現在は草も刈られて、とりあえず今、トラクターがかけられた後という状況になっています。これが継続案件となったことについては、私が〇〇〇さんが本当に経営できるのか、3反が回していけるのかが非常に不安ですと言って、では本人を呼んでみましょう、ということで今日に持ち越しになった訳なのですが、本人の状況等、今日見極めていただいて、いい結論が見つかるように議論していただきたいと思っております。

(議長) はい。それでは事務局から補足説明をお願いいたします。

(事務局次長) はい。こちらが継続案件となっている点と、五日市地区の下限面積が30アールとなっている点も含めて、新しい委員さんもいらっしゃるのでご説明をさせていただきます。通常、農地法の3条で畑の貸し借り、所有権の移転等を行う場合は、農地法に基づいて面積の要件が定められております。基本的には都道府県については50アールを超えないと畑の貸し借りはできませんで、500㎡や300㎡だけちょっと借りてやりたい、ということはできない

い制度になっております。ただし、あきる野市に於いては旧五日市と旧秋川市で分かれておりまして、旧五日市は中山間地域が多いという状況があるので、面積要件を50アールから30アールに下げて設定をしてあります。ですので、五日市地区で農業を始めたい、畑を借りたいという方については、原則30アールを超えた形で農地を確保しないと、貸し借り自体が成立させられないという形になっております。近隣の市町村を見てみますと、青梅や瑞穂町では一部10アールにしたりして、就農をしたい、参入をしたいという方に、少しハードルを下げた形で設定はしてあります。あきる野市についてもその辺は今後どういう形でやっていった方がいいのか、プロジェクトチームなどを作って検討する必要があるのかなと考えております。そして、今回の案件の〇〇〇さんについては、定年退職後、千葉のネギ農家さんやいろいろな農家さんの元で、アルバイト等2年半程度してきまして、その後、週末農業大学校という週末通う農業の大学校に行き、農業の野菜などを作る検定で2級を取ったということでお話は伺っております。今まで秋川ファーマーズセンターの市民農園で、1区画100㎡の区画を借りてやってきてはいたのですが、やはり就農したいという気持ちが強く、五日市に中古の家を買いまして、こちらで就農を目指すということで、引っ越しをされました。それで五日市の出荷部会の会長である宮崎委員、役員を務めてらっしゃる大福委員等々を始め、何度か面接をしていただいて今日に至っております。1回目の面接、2回目の面接の時に宮崎委員、大福委員等からかなり厳しい意見をいただいて、30アールは生半可じゃないよと。中途半端にはできないよと、かなり厳しい意見をいただいてきた中で、先月実際に畑を借りたいということで3条の申請がございました。ただ、どういった作物を作って農業をやりたいのか、〇〇〇さんがどういった人なのかが見えないということで、各委員からお話がございまして、先月では見送りをしよう。来月ご本人をお呼びしてどんな人かを見つつ、どういった農業をやっていくのかという計画を出していただいた上で判断をしようという事になりまして、今回、継続案件という形で9月総会にかけさせていただきます。概要としては以上になります。計画はご本人に説明していただければと思いますが、〇〇〇さんが作成した計画案をお配りしてございますので、目を通していただければと思います。この後、ご本人をお呼びしておりますので、いろいろ質問していただければと思います。以上になります。

(議長) はい。ただいま、事務局と栗原委員、宮崎委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(平野委員) あの、宮崎委員にお聞きしたいのですが、●●地区というのは獣害はないのですか？

(宮崎委員) ここは獣害については比較的軽くて、と言うのは、前面が川だということと背面が、藪の上がすぐに住宅がございまして、ここについては獣害という点では比較的少ないような所で、イノシシが駆け回るといことも聞いてはいたのですが、ただ、ちょっと昨年の台風の後には少しイノシシが来たという話はあったのですが、元々はそんなに回る所ではないです。

(平野委員) 分かりました。ありがとうございます。

(議長) 他にご質問は？

(嶋崎委員) あの、この〇〇〇さんは五日市の生産部会に入っているのですか？

(宮崎委員) まだ入ってなくて、どうせ入るんだらうからと事前に面談する機会を主な役員と、それを設けたことがあるんです。まだ入会はしてないです。

(事務局次長) そうですね。補足ですが、ファーマーズセンターの会員になるには農地を持つことが前提となりまして、あくまで畑を借りた後でないとは出荷部会に加入ができない、出荷することもできないというところもあったので、今回認められればご本人としてはぜひ会員になりたいという意向はお持ちです。

(嶋崎委員) ああ、そうですか。分かりました。

(小川委員) 農機具というのは、どうなのですか？

(事務局次長) 基本的な物はお持ちで、管理機、トラクター、刈払機、軽トラックはお持ちです。自宅を中古で買いまして五日市の方に転居されたのですが、自宅に半地下のような所がございまして、その部分が作業場として使える小屋のような形になっておりまして、車も入れられますし、いろいろな作業をするのに雨風をしのいでやれるような状況ですので、環境としては整っているような状態です。大きなトラクター等については、今後資金を考えながら購入をしたり、検討をしていくということで話は伺っております。就農当初については、JAさんのトラクターを借りたりしながらやっていくとのことでした。

(小川委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・あの、宮崎委員、今、トラクターを将来的に買うということで、トラクターができればかなり能率が上がると思うのですが、この田んぼは筆が分かれていますよね？ここは通しで耕耘できるのですか？畦かなにか、邪魔物がある？

(宮崎委員) ここは、元々は田んぼだった所なので、畦を作って水が水平になるようにということで、一番上の◇◇◇◇から△△△△だったら多分そこそこの高低差が・・・見た目じゃ分からないですけど、水を張れば高低差が出てくるような・・・。ですので、元々は畦が切ってあったんです。

(議長) もう、関係なしでやっちゃっていい訳ですか？

(宮崎委員) まあ、戻せばいいんじゃないでしょうか？

(議長) そうというのは、どうなんですか？

(事務局次長) その辺は所有者さんには確認しておりまして、特段自由に使ってもらってかまわないということで、話は聞いております。返す場合については原則現状復帰という形なので、境界などをはっきりさせた上でやっておけば、ということで了承はいただいております。

(議長) 分かりました。他にご質問ございますか？ご本人が来ておりますので・・・ではお呼びします。お願いします。

(〇〇〇氏入室)

(議長) 本日はどうもありがとうございます。●●●△△△番地△の〇〇〇〇さんでお間違いないですね？

(〇〇〇氏) はい。〇〇〇と言います。

(議長) では、簡単に自己紹介をしていただきたいのですが。

(〇〇〇氏) はい。分かりました。皆さん、おはようございます。今日はお時間をいただき、ありがとうございます。まず簡単に自己紹介をさせていただきます。〇〇〇〇と言います。●●歳です。昨年の3月末に五日市●●の中古住宅を購入して、それから住み始めました。私は、生まれは●●県の山田舎の農家の次男坊で生まれまして、小さい頃から農作業の手伝い等、特に長期連

休の春、夏、冬は手伝わされまして、その時に将来農業はやらないようにとすることで、高校卒業して●●県を出まして●●県の方で物作りの会社に約40年勤めてまいりました。その後、●●歳になる前の頃からどこに移住しようかということを考えまして、首都圏でかなりあちこち回しまして、あきる野市にも年に1, 2回来ておりました。それで昨年いい物件に出会いまして、また、あきる野市は秋川の山と川とイベントが魅力的だったので、こちらに住むということを決めて移住しました。なぜ私が農業をやりたいかと言ったら、メインの1つが収入です。お金を長期間に渡って稼ぐということを主にしています。また、自分の作った物が子供や孫や知り合いの方に食べておいしいと言われる、これも大変ありがたいということで、農業をやりたいと思い、この1年半ぐらい活動しました。では、この資料で簡単にご説明をいたします。

(農地利用計画案 説明)

以上で終わります。私はまだまだ新米で経験不足なものですから、皆様のご指摘、ご指導等を期待しています。ありがとうございました。

(議長) ありがとうございます。ただいま、○○○さんから説明がありましたが、何かご質問ございますか？

(山崎委員) いいですか？労働力の確保について、確認だけさせてください。お子さん達に手伝ってもらおうということですが、何歳の子供で何人で、それとお子さん達はもうすでに手伝いをしているのかどうかを確認したいのですが。

(○○○氏) あの、あてにしますとダメなので、緊急の時を想定しています。子供達は●●歳、●●歳、●●歳。今月であれば、延べ4人の応援をいただきました。ただ、これを恒常的にするつもりはなくて、彼らも仕事を持っていますし、来れても土曜か日曜だと思っていますので、それについては、最悪ヘルプの緊急信号の時と考えています。以上です。

(堀江職務代理) 堀江と申します。今日のご苦労さまです。売り方に関しての事で、商品包装袋にQRコードを付けると書いてあったのですが、こういうのを個人で売ることになるのか、それとも直売所とかの会員になって、そちらの方を優先する形にするのか……。やっぱり量を作ってくると売るのが一番大変だと思うんですよ。作る技術は年々付いてくると思うのですが、個人で売るとというのが一番大変だと思うので、できれば直売所なり、生産組合なりに入って、そこの会員になるという形の方が、数を売るということに関してはベターだと思うんですけど。

(○○○氏) あの、JAさんの販売ルートを使わせていただきたいと思っています。ファーマーズセンターの五日市とか、それを想定しております。ただ、料理の仕方の紙等が置いてありますけど、それらをQRコードで紹介できたらいいなという、そういうのでスタートさせてほしいと思っています。以上です。

(堀江職務代理) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？

(笹本委員) 笹本と申します。前のお二方の質問をふまえてなんですけども、栽培計画に関して言うと、労力の確保をお子さん達をあてにしているということなのですが、計画を見る限り作付けが追いつかないとか、そういう緊急でなんとかするところよりも、オクラ、芽キャベツ、毎日のルーチン収穫というのがすごく大変な作業になりそうな作だなと思うんですね。

そういったところは何か考えていますか？大体、オクラ1反と言うとかなりの量になるかと思うんですよ。実際私、市内でも結構オクラは多く作っている家です、それでも大体7畝ぐらい。それで、1日1000本から1500本ぐらいの収穫になるんですね。パートさん3人がかりで、朝2時間ずつやってもらって、そういうような量になってしまうんですよ。なので、そこは少し一度見直すか、恒常的に手伝っていただける方を確保するルートを少し考えた方がいいのかなと思います。もう1つ、販売ルートに関して、ちょっと続けさせていただきたいのですが、今言ったとおり、オクラ、芽キャベツ、かなりの量になることが予想されますが、実際に直売所の出荷状況、販売状況というのは見られていますか？

(〇〇〇氏) はい。あの、最初のご質問の収穫が大変だというのは、オクラの場合は夏場だと朝と夕方、ピークだと2回取らないと間に合わないと思っています。私の方としては、25メートルの1本の畝に400株に4本ぐらい多分植えると、相当な・・・1本から平均80個ぐらい採れますので、おっしゃるとおり相当な数だと思っていますので、恒常的な収穫時、出荷時の応援をどう確保するのかというのは、大事な問題だと思っています。そこは確保したいと思っています。あと、もう1つのご質問はファーマーズとか・・・

(笹本委員) はい。それを実際に見てもらっていると分かると思うんですけども、オクラにしてもニンニクにしても比較的作られている方が多い品目なんですね。それで、実際に1日にどれだけ売れていて、どれだけ出荷があって、残って持ち帰りというのがどれぐらいあるのか、というのは、ちょっと把握はしておいた方がいいのかなと。

(〇〇〇氏) 分かりました。ニンニク等については秋川ファーマーズセンターを何回か見て、小さいの2個で230円とか、大きい立派なのが1個250円とか、売れてます。それは見ております。ただ、売れ残り等についてはまだよく調べていません。あと、ニンニク等に関しては一旦乾燥して、その後時間見て出していくというやり方があるかと思うので、そこについても内情の裏方は正しく把握しておりませんが、その場で出荷してすぐ売り切るという形ではないので、その工夫をどうするかをちょっと見ながら考えてやっています。アドバイスいただければ幸いです。

(笹本委員) はい。ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか？

(平野委員) 平野と申します。本日はどうもご苦労さまです。あの、●●の農家の次男ということで、ご実家の方からの後押しと言うか、そういうことというのはこれから想定されているのでしょうか？例えば農機具を譲渡してもらおうとか、そういうこともあるのかなと思ったのですが。

(〇〇〇氏) あの、●●の田舎では兄が農業を継いでいまして、今やっているのは、野菜と稲作程度なものですから、必要なトラクター等は使う予定で、特に農機の支援はありません。ただ、アドバイスはいただいています。農業で大事なものは心身の健康の維持と、投資できる最小限のお金、これをやっていかないと続かないぞと、これは言われております。それはアドバイスとして大変参考になりました。以上です。

(平野委員) はい、ありがとうございます。

(嶋崎委員) よろしいでしょうか？嶋崎と申しますが、田んぼの畑と言うか、田んぼって非常に地の浅い場所で、元々水を溜めるようにできていまして、非常に地層、作土層が浅いんです。

そういうことになりますと、ここに書いてあるとおり、アブラナ科中心というような、まあ葉物が中心になるんじゃないかと思うのですが、田んぼのアブラナ科は非常にいろんな病気も出やすいですし、要するに田んぼというのは水で再生しているようなものですから、そういう土地を畑にするって大変難しい、私はそう思っています。ですから、その中で、今後の連作連作でいった場合の考え方と言うんですかね、これはどんな風に考えていますか？

(〇〇〇氏) あの、畑1という一番秋川の川原に近い所は、自分で耕耘して分かりますが、作土層が薄いです。そこが一番薄かったと思います。畑2, 3については、1回抜根して、農地反転してまして、そこに雑草が生えて、抜いて、耕耘してみても分かったんですけど、そこは比較的作土層はあるなど。畑4は葎がいっぱいあった所ですが、このエリアはちょっと苦戦すると思っています。そういう中で必ずそれぞれの畑に、いくつかの作物をやりながら出来具合を見ながら、比較しながら、畑1と畑2で同じ物を作ってみて、出来具合はどうだということと、周りの過去の皆さんの経験等伺いながら、やっていきたいと思っています。畑1については、あそこでサトイモ等をずっとやって、サトイモだけは良かったという話は聞いています。やっぱりウェット状態の物であれば、できやすいのかなと聞いているので、そこは経験で修正していきます。

(議長) 他にご質問ございますか？

(田中克博委員) すみません、1つ。あの、利用計画の中で土壌の状態ということで、非常に詳しく調べられているのですが、PHですとか苦土不足ですとかは、ご自分で調べられたのですか？

(〇〇〇氏) あの、JAさんの就農支援課か何かに以前訪ねた時には、新規就農した農家さんに対してはサービスがあると聞きましたが、まだ未経験者なので支援がなかったものですから、●●県のとある分析センターのような、1件●, ●●●円で調べてくれる所にこの間ずっと出していて、従来この地でやられているベテランの農家さんの土壌についても、了解をいただいて出して調べた結果ですね。全体的にPHはみんな7.5ぐらいになっていまして、それでもいい物ができるんだと。栄養成分がちょっと低いとか、石灰過剰とかいろいろありますけど、出来具合はそんなに悪くないというのを得ていますので、そこまで敏感になる必要はないのかなという気はしながらも、毎年毎年分析で数値を見ていきたいと思っています。以上です。

(田中克博委員) 雑草が元々かなり茂っていたということで、肥培管理とか大変かと思うのですが、頑張ってください。

(〇〇〇氏) ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいですか？それでは抱負と言いますか、最後に一言、言いたいことなどございましたら。

(〇〇〇氏) はい。この半年こちらでやってみて、つくづく感じたのはやっぱり雑草対策。これをつくづく感じまして、それをいかにやるかと。これをやらないと、本家の栽培の方までなかなかないかかないということを痛感しました。ですので、雑草対策をしっかりやりながら、栽培技術を上げていくということを最初の数年間は集中してやりたいと思います。ぜひよろしく願いいたします。以上です。

(議長) では、〇〇〇さん、本日はありがとうございます。ご退室いただいて結構です。

(〇〇〇氏) ありがとうございます。失礼します。

(〇〇〇氏退室)

(議長) ご本人が退室されましたが、何かご質問等はございますか？

(本郷委員) あの、参考にお聞きしたいのですが、秋川ファーマーズセンターとか、五日市もそうだと思うのですが、新規参入は65歳とかっていう決まりはありませんでしたか？

(宮崎委員) あるようには・・・五日市ですけど、あるようには把握してなくて、つい最近も75歳くらいの新規がありました。

(本郷委員) 入れたんですね。あ、分かりました。

(嶋崎委員) 秋川はね、約70歳ぐらいを目安にしています。今までも、要するに、ご夫婦などの場合は、奥さんの名前で、若い方に入っている人も何人かいます。目安です。

(議長) 他になければ採決に入りたいと思うのですが、前回の総会で採決・・・これはまあ恒例でやってきていたのですが、異議ございませんか？ということですが、それでよろしいですか？

(宮崎委員) あの、五日市の状況を見ると、五日市は人が減っている、場所も空いてくる。そういった中で、なんとかこういう人がうまくいってもらえればとってもいい話。現実にこの田んぼの所で大きな耕作放棄地が解消して、そのせいだとはっきり理由付けすることはできないですけど、今年はスズメの被害も少なくなったりして、こういう耕作放棄地の解消とか、そういったことはとっても望ましいことです。中には秋川の●●●さんのように非常にうまくいって、立派な物をたくさん作られる、そういう方もいらっしゃるんで、とりあえず今回のことに関しては、その辺のところもふまえていい結論を考えてみていただきたいと思います。

(事務局次長) 事務局案になるのですが、3条の許可を出すに当たって条件を付すという形で、例えば半年ごとに部会で見に行って、農業委員会として見守っていくようなことが必要なのかなと思っています。現時点の農業委員会の中での規定とか基準的なものの中でやれるのが、そういった条件を付すような形になります。それで皆さんで順番で見させていただくようにして、状況を報告していくという形を取って見守っていくのがいいのかなと。例えば1年後、1つの畑がささらほうさらになっているということであれば、3条の許可を取り消すとか、そういったこともできるので、3年間という期間はあるのですが、場合によっては許可を取り消すこともあります、という形で条件を付して許可をするというのがどうなのかなと。今できる範囲での最大限の、農業委員会としてしっかりチェックしていくという形で許可を出していただくのがよろしいのかなと思っています。その辺はご検討をいただければと思います。

(議長) 今、事務局の説明のような条件を付すような形で、採決を取ってよろしいでしょうか？

(全委員) 異議なし。

(議長) それでは、収受48から収受50について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。

(栗原委員) あの、すみません。いいですか？担い手協議会を経っていない新規就農者さんのケースに関しては、例えば全員協議会で下話をさせていただいて、その後、経営部会で先に現地でご本人

に面談しながら現地を見るとか、というような前段階を経てから総会にあげるというスタイルを確立しちゃった方が、今後揉めなくていいんじゃないかなという気はするんですよね。その辺をちょっと・・・

(事務局次長) そうですね。今後はいきなり議案としてあげることはしない予定でおります。今、栗原委員からお話あった通り、まず先に全員協議会で今後就農したいという相談がきていますということで、何度か情報展開をしつつ、かつ、例えば経営部会で借りようとしている畑を見に行くとか、その人となり判断していただくとか、そういった段階を経て、皆さまがこの人なら大丈夫だろうと判断した場合に、初めて議案として3条で出せるような形で持っていきたいと考えております。事務局としてはそういった対応で、皆さまに突然議案として上がらないような形で、説明をしていければと考えております。以上です。

(議長) では、早急にそういう段階を考えて、作成するようにお願いいたします。

(事務局次長) はい。

(議長) 続きまして第2号議案、経由5について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。それでは、議案書4ページ目をご覧ください。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について。農地法第5条第1項の規定による許可申請については意見を付して同法施行令第15条の規定により東京都知事に進達するものとする。令和2年9月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・経由5 朗読)

以上となります。

(議長) 続きまして、経由5を担当の嶋崎委員、説明願います。

(嶋崎委員) はい。それでは説明させていただきます。18日に事務局と4人で現地を確認しております。それでは地図の9ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

こちらの〇〇〇-〇と書いてある、黒く塗られている部分が現地です。〇〇〇-〇の上にある△△△番が元々の宅地になります。それで△△△番と〇〇〇-〇の間の空白部分は入口になっていた所で、今、△△△番と空白部分は造成してありまして、〇〇〇-〇の場所だけが保留になっています。ここは畑だったのですが、すでに家がある頃から駐車場みたいな形で使われていたような状況でございました。所有者としてはここを駐車場にしたいんだけど、今回まだ地目が畑になっていますので、不動産会社としては購入できないということで、地目変更してから不動産会社に売るといような形になっております。面積としては●●●㎡です。この南側にも畑がございまして、これはそのまま手付かずということになっております。そんなことで、この辺実際には土としては非常に良くない土でして、もう誰もいないということで、きれいになればその方がいいのかなと、そんな状況です。以上です。

(議長) それでは転用理由の説明を、事務局お願いいたします。

(事務局) はい。それでは転用理由書を読み上げます。

(転用理由書 朗読)

このような理由書をいただいております。以上でございます。

(議長) はい。ただいま、事務局と嶋崎委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ござい

ますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、経由5の農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達については、これを相当と認める意見を付して、進達する事にご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、進達することにいたします。それでは続きまして、第3号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。それでは、5ページ目をご覧ください。第3号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和2年9月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上となります。

(議長) はい。続きまして、担当の小田川委員、説明願います。

(小田川委員) はい。ご報告させていただきます。地図の10ページをご覧ください。今回私どもの案件としては4ヶ所ほどありまして、これについては全て9月18日、笹本委員、それから事務局と現地を見てまいりました。

(現地案内図 説明)

〇〇〇〇番です。ここについてはネギ、ニンジン、イモ、ダイコン、タマネギ等が作付けされており、空いている部分についてもうなっているという状況でございまして、特に問題はないのかなと思います。

(議長) はい。ただいま、事務局と小田川委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号2についてですが、〇〇委員の案件となりますので、〇〇委員には一時退室願います。

(〇〇委員退室)

(議長) それでは番号2を、事務局、説明願います。

(事務局) はい。

(第3号議案・番号2 朗読)

以上となります。

(議長) はい。続きまして、番号2の雨間分について、担当の松村委員、説明願います。

(松村委員) はい。18日に長濱委員と事務局と計4名で現地を見てまいりました。地図の11ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

こちらは一部ダイコンが今、蒔いてあって、他はトウモロコシが栽培されて、そこはすでに

きれいに耕耘されておりました。こちらについては以上です。あとは12ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

今、〇〇〇番はサトイモが作付けされておりまして、△△△と□□□はタマネギが栽培されていたのですが、ここもきれいに耕耘されておりました。以上です。

(議長) はい。続きまして、番号2の牛沼分について、担当の嶋崎委員、説明願います。

(嶋崎委員) はい。地図は13ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

こちらは自宅と地続きということで、きれいに耕耘されて、特に問題ありません。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と松村委員、嶋崎委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。それでは〇〇委員に入ってください。

(〇〇委員入室)

(議長) 続きまして、番号3について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。

(第3号議案・番号3 朗読)

以上となります。

(議長) はい。続きまして、担当の小田川委員、説明願います。

(小田川委員) はい。先ほどと同じく、9月18日に現地を見てまいりました。地図の10ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

〇〇〇〇番でございます。こちらはサツマイモ、ネギ、ハクサイ、ダイコン等、他、含めまして作付けがされておりました。また、空いている部分についてもやはり耕耘されておりました。特に問題ないかと思えます。よろしく願いいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と小田川委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。第4号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。それでは、議案書6ページ目をご覧ください。第4号議案、生産緑地指定申請に伴う農業委員会の意見について。生産緑地法施行規則第1条の規定に基づき、市が生産緑地地区に関する都市計画の案を作成するに当たり農業委員会へ下記農地の照会があった。このこと

については、生産緑地法第2条第1号に規定する農地と認められるので、その旨回答する。
令和2年9月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第4号議案・番号1 朗読)

以上となります。

(議長) 続きまして、番号1について担当の小田川委員、説明願います。

(小田川委員) はい。地図の14ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

こちらの3筆は〇〇さんの屋敷内で、ちょっと変則的な形をしていますが、いわゆる農業に該当しないような部分は省いて設定したということで伺っております。ここについては、キウイ、ミョウガ、ブルーベリー、小さいハウスがトマト、それからタマネギ等植えてありました。本人もファーマーズセンターの会員でありますし、特に問題ないのかなと思います。

(議長) はい。ただいま、事務局と小田川委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号1について、生産緑地法第2条第1号に規定する農地である旨、回答することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、その旨回答することにいたします。続いて番号2について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。

(第4号議案・番号2 朗読)

以上となります。

(議長) 続きまして、番号2について担当の嶋崎委員、説明願います。

(嶋崎委員) はい。それでは地図の15ページをご覧ください。18日に先ほどのメンバーで現地を確認に行っております。

(現地案内図 説明)

●反歩という四角い非常にいい場所なので、草もきれいに刈ってありまして、耕運機があり、そばに置いて常にきれいにできるようにしてありました。ぜひここは生産緑地として使っていただければいいなと思います。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と嶋崎委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号2について、生産緑地法第2条第1号に規定する農地である旨、回答することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、その旨回答することにいたします。続いて番号3について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。

(第4号議案・番号3 朗読)

以上となります。

(議長) 続きまして、番号3について担当の小田川委員、説明願います。

(小田川委員) はい。地図の16ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

細長い場所になりますが、この申請地の北側に隣接して田んぼがあるのですが、ここで稲が実っております。その方がこの部分を申請されたのですが、ちょうどその田んぼがある所と、この申請地の下に水の側溝がありまして、側溝と稲のある田んぼの間が約●メートル弱ですかね、空いているんです。きれいになっているのですが、多分それまではこの方の土地ではなかったんじゃないかと思うんですけど、詳しくは事務局にお願いするとして、特に問題ありません。

(議長) では、事務局、補足を・・・

(事務局次長) はい。こちらは面積が●●㎡ということで非常に少ないのですが、今、小田川委員からお話あった通り、●メートル幅ぐらいのものが、距離で言うと●●メートルぐらいで●●㎡ということなのですが、この場所については、市からの払い下げによって所有者さんのところにいったのですが、払い下げられたことに伴って、この上の田んぼとして使っている部分、生産緑地としてご本人が使っているのですが、そちらと一帯として、この払い下げられた●●㎡を生産緑地として追加申請するという内容になっております。以上でございます。

(議長) はい。ただいま、事務局と小田川委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(小川委員) 昨日現地を見に行ってきたのですが、ここの所は今までは赤線だったから入ってなくて、今度見直しがされるので入れたいと、そういう形なんですか？

(事務局次長) 見直しということでは聞いてはいたのですが、確かに赤道だった部分が払い下げられて所有者さんのところにいくのですが、●●㎡だけ残っていても、ということで、自分の所と周りの所と合わせて一帯で、一団として生産緑地として指定するというで話は聞いております。

(小川委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号3について、生産緑地法第2条第1号に規定する農地である旨、回答することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、その旨回答することにいたします。続いて番号4について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。

(第4号議案・番号4 朗読)

以上となります。

(議長) 続きまして、番号4について担当の松村委員、説明願います。

(松村委員) はい。地図の17ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

作物の方はサツマイモ、カボチャ等が作られております。空いている所はきれいに耕耘されておりました。別に問題はないと思います。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と松村委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号4について、生産緑地法第2条第1号に規定する農地である旨、回答することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、その旨回答することにいたします。続いて追加議案が提出されておりますので、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。本日お配りしてございます両面の資料をご覧ください。こちらにつきましては、生産緑地の継続指定の申請ということなのですが、引田の区画整理地内の関係になります。従前、生産緑地としてあった地番が仮換地指定に伴い、位置、区域及び面積が変更するという内容のものです。必要であれば換地予定の地図がございますので、前に貼っておきますのでご覧ください。それでは読み上げます。

追加議案第1号、生産緑地変更申請に伴う農業委員会の意見について。生産緑地法施行規則第1条の規定に基づき、市が生産緑地地区に関する都市計画の案を作成するに当たり農業委員会へ下記農地の照会があった。このことについては、生産緑地法第2条第1号に規定する農地と認められるので、その旨回答する。令和2年9月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(追加議案第1号・番号1 朗読)

(追加議案第1号・番号2 朗読)

(追加議案第1号・番号3 朗読)

(追加議案第1号・番号4 朗読)

(追加議案第1号・番号5 朗読)

(追加議案第1号・番号6 朗読)

(追加議案第1号・番号7 朗読)

(追加議案第1号・番号8 朗読)

(追加議案第1号・番号9 朗読)

(議長) はい。ただいま、事務局より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(坂本委員) あの、例えば、この番号1の方が●●●㎡でかける訳ですよね？そうすると、どこかと連単しているのですか？

(事務局次長) はい。説明不足ですみませんでした。区画整理地内の中で農地のエリアが決まっております、そこに移るのが基本になっております。農地エリアは一団として見ることで考えておりますので、多少面積が少ない所もありますが、一団という考えの基に動いております。

(坂本委員) はい。分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号1から番号9について、生産緑地法第2条第1号に規定する農地である旨、回答することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、その旨回答することにいたします。続きまして、報告事項に移

ります。専決の報告について、事務局より報告願います。
(事務局) はい。それでは、令和2年あきる野市農業委員会9月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。
なお、次回の総会ですが、10月22日、木曜日、午後1時30分から、あきる野市役所別館3階、第1会議室で行う予定です。時間と場所は変更になるかも知れませんので、次回の案内でご確認ください。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午前11時34分